

弁理士の懲戒処分について

令和2年3月10日

日本弁理士会
会長 清水 善 廣

日本弁理士会の会員に対し、経済産業大臣による懲戒処分（戒告）が下記により執行されました。

当会としては、会員がこのような懲戒処分を受けた事実を厳粛に受け止めるとともに、同様のケースが生じないように会員への指導監督を徹底していくことはもとより、出願人や権利者の保護にも意を尽くしていく所存です。

記

経済産業省

弁理士法に基づく懲戒処分を行いました

令和2年3月9日、村上友一弁理士に対し、弁理士法第32条の規定に基づく懲戒処分として、戒告処分を行いました。

1. 処分の対象者

弁理士氏名 村上 友一（むらかみ ともかず）
弁理士登録番号 第09130号（昭和59年11月20日登録）
弁理士事務所 村上国際特許事務所（東京都豊島区）

2. 処分の内容

戒告

3. 根拠となる法令の条項

弁理士法第32条第1号

4. 処分の原因となる事実

村上弁理士は、自身の予納台帳に残高がないことを認識していたにもかかわらず、少なくとも平成29年以降、454件の手続において、当該予納台帳の番号を記載した書類を提出したため、特許庁は適正額を控除することができず、再三にわたり注意喚起の文書を送付し、手続補正指令書等を発送するなど、追加的な業務が発生しました。村上弁理士は、日本弁理士会から、こうした行為を改善するように指導を受けていましたが、その後も同行

為を繰り返しました。

5. 処分の理由

村上弁理士の行為は、国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とまではいえないものの、不誠実行為等の非違行為に該当し、弁理士の信用及び品位を害しました。

したがって、弁理士法第 32 条第 1 号の規定に基づき、戒告処分としました。

6. 今後の措置

戒告処分は、弁理士業務や弁理士の資格について、具体的な変動は生じません。

(本発表資料のお問合せ先)

特許庁総務部秘書課弁理士室長 吉越

担当者：中山

電 話：03-3581-1101 (内線 2132)

03-3501-0062 (直通)

03-3592-5222 (FAX)

【この記事に関するお問い合わせ】

日本弁理士会 広報室 電話：03-3519-2361